議　　事　　録

農　業　委　員　会　総　会

（平成２８年５月２日）

吉野ヶ里町農業委員会

１．日時　　平成２８年５月２日　（月）　午後３時30分

２．場所　　吉野ヶ里町役場東脊振庁舎　　大会議室

３．出席者の状況

議席番号	氏　　名	出欠等の有無	議席番号	氏　　名	出欠等の有無
会長	池　田　　純	出	松隈	築　地　孝　彦	出
副会長	米　倉　　薫	出	石動	大　坪　敏　博	出
2	江　口　啓　子	出	三津	中　村　康　行	出
3	高　尾　洋　子	出	大曲	柿　本　利　憲	出
5	大　澤　泰　久	出	吉田	北　島　知　典	出
6	橋　本　修　二	出	田手	山　﨑　茂　人	出
7	古　川　義　國	出	豆田	大　隈　茂　次	出
8	木　下　大　学	出	箱川	岩　橋　孝　行	出
9	材　木　清　豊	出			
１０	中　島　弘　美	出			
１１	原　武　　学	出			

４．本会議の書記は次のとおりである。

事務局	［局　長］　佐藤　吉宏	係長　　手塚　奈穂子 係員　　田中　貴章

５．議事録署名委員の指名１番　米倉　　薫委員　２番　江口　　啓子委員

６．議　事

第１号議案　　農地法第４条の規定に基づく許可申請案件　　１件、
第２号議案　　農地法第５条の規定に基づく許可申請案件　　２件
第３号議案　　非農地証明　　１件
第４号議案　　農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成27年度第２号農用地利用集積計画（案）の決定案件　　61件
第５号議案　　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件　　１件
第６号議案　　農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件　　２件
第７号議案　　農業委員会の適性な事務実施に基づく平成27年度点検・評価（案）及び平成28年度活動計画案について　　１件
第１号報告　　農地法第18条第６項の規定による通知書　　11件

〔開会　午前１５時３０分〕

○ **事務局長**　皆さん、改めましてこんにちは。1 時間 30 分の研修お疲れ様でした。

只今より平成 28 年 5 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

会長　皆さん、改めましてこんにちは。今回総会での審議としては、始めてとして、非常に難しく考えられていると思いますが、わからないところは、どしどし質問してもらって理解していただきながら、進めていきたいと思います。それからみなさんがたもご存じのとおり TPP は今国会での審議見送り、秋口の国会での審議にまわされる形になっいますが、アメリカでは、トランプ氏、クリントン氏両方ともこの TPP には反対されています。日本とアメリカの GDP が、８５パーセントぐらい大半アメリカが６０パーセント越えていますので、アメリカが反対されると成り立たなくなる。今後どのようになっていくのか慎重に見守りながら進んでいきたいと思いますのでよろしく御願いします。

事務局長　それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。農地利用最適化推進委員は８人全員出席されています。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

（会長、これより議長に変わる。）

○ **議長**　3 番の議題に入ります。

議事録署名委員の指名 1 番　米倉　　薫委員　2 番　江口　　啓子委員

議　事にはいります。

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	1 件、
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	非農地証明	1 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 27 年度第 2 号農用地利用集積計画（案）の決定案件	61 件
第 5 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業委員会の適性な事務実施に基づく平成 27 年度点検・評価（案）及び平成 28 年度活動計画（案）について	1 件

第１号報告　　農地法第 18 条第６項の規定による通知書　　11 件

○　**議長**　以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案の案件、農地法第４条届出案件－１についての説明を求めます。

○　**事務局長**　**１ページをごらんください。**第１号議案　2a 未満農業用施設の届出についてでございます。　整理番号届出－1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 59 年 9 月 1 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

該当規定は、農地法第４条第１項第８号（農地の転用の制限について規定：その他農林水産省令で定める場合）

農地法施行規則第 32 条第１号（農地の転用の制限の例外について規定：２a 未満の農業用施設に供する場合）です。

2 ページは、位置図です。申請ヶ所は図面中央の申請地と表示している所です。萩原地区の北東部分になります。

3 ページは位置図の拡大図です。図面中央に申請地と表示しており、申請者松本善生氏の宅地の北側です。

４ページは字図ですが、図面右上の、申請ヶ所は 1948 番地-50 の内一部が申請地となっています。

５ページは土地利用計画図で、図面中央の農業用倉庫と長方形の形で、表示してあるところが今回の申請地であります。

６ページに顛末書が提出されていますので、読み上げます、顛末書を朗読

７ページは申請地の現況写真です。東、南、北、北東側からの隣地境界を含めた状況写真です。

説明は以上です

○　**議長**　事務局の説明が終わりました。この案件に質疑のある方はお願い致します。

特にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

○　**議長**　続きまして、第２号議案　農地法第５条　整理番号５－１について説明を求めます。

○　**事務局長**　**８ページをごらんください。**第２号議案　農地法第５条の規定に基づく許可

申請でございます。　整理番号 5－1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 59 年 9 月 1 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が、事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が、概ね１０ha 未満の農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である貸駐車場として、候補地選定の結果、他の土地に立地することが、困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。顛末書案件（別添：顛末書及び現地写真）です。

9 ページが管内図ですが、申請地と右下に、記載されているところが申請地となっています。

10 ページが位置図ですが、申請地と右上に黒い斜め線のところで、申請地と記載されている所です。

11 ページは字図です。申請地の場所ですが、中央の 40 番地-6 と 40 番地-12 と 40 番地-13 で、申請地と記載されているところです。地区は吉田地区です。

続いて、12 ページは土地利用計画図です。申請地は図面下側の平面図で、右下側通路を通じて出入りして、駐車区画は、13 区画計画されています。

図面左上の横断図では、Ａ－Ａ｀断面は、申請地の南北の断面図です。

図面右上の断面図では、Ｂ－Ｂ｀断面は、申請地の東西の断面図です。

13 ページは顛末書（経過書）が添付されていますので、読み上げます。顛末書（経過書）朗読

14 ページは現況写真です。上の写真は通路を含めて申請地を視た写真で、下が通路の終点から申請地を視た状況写真です。

説明は以上です。

○　**議長**　はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、原武委員さんお願いします。

○　**11 番（原武委員）**私は、現地の確認をし、説明内容を確認しました。

○ 事務局　最適化推進委員の吉田地区の北島委員さんに申請者から連絡されているとは思いますが、

○ **議長**　はい、最適化推進委員の吉田地区の北島委員は、聞いておられますか。

○ **（北島委員）** ５月２３日に申請者から説明に来られました。

○ **議長**　はい、できれば、昔からのいきさつ、町とのいきさつ関係はきいておられますか、この案件は問題無いと思われますか。

○**（北島委員）**そうですね。問題ないと思います。町の初期の対応がすこし問題があったと思われますが現状では、この転用案件は問題ないと思います。

地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長**　ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長**　続きまして、第２号議案　農地法第５条　整理番号５－２について説明を求めます。

○ **事務局長**　15 ページをごらんください。第２号議案　農地法第５条の規定に基づく許可申請でございます

整理番号５－２を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 49 年３月　30 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり第１種農地と判断されます。転用目的である一般住宅は居住するもの（譲受人）の日常生活上必要な施設であり、既存集落に接続して設置されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

16 ページが管内図ですが、申請地と中央に、小さく記載されているところが申請地となっています。

17 ページが位置図ですが、申請地と右下に黒く線で囲ってあるところ、申請地と記載されている所です。

18 ページの字図では申請地の場所ですが、中央の 1571 番地-1 で、申請地と書いてあるところです。地区は大塚ヶ里地区です。

続いて、19 ページは土地利用計画図です。申請地は三角形の変形した形で、図面中央の敷地西側に建物の配置を行ない、東側の町道沿いには駐車場を計画され、建物の雨水排水は、建物周囲東南北側からも同じく東側の境界付近の、町道の側溝に流す計画です。駐車場など敷地東の路面排水も東側町道の側溝に流す計画です。

上下水は上水は東側の町道で、隣地境界付近から取水して、建物南側に配管し、取り付けることになっています。下水について、建物東からと北側から建物周りを集めて東側町道下水道管に流すことになっています。

右下は計画断面図ですが、A^1-A^2断面では、敷地の東西断面で、造成計画は、盛土を60ｃｍほど行ない東側は町道にすりつける計画です。

B^1-B^2 ` 断面は敷地の南北断面で、造成計画は盛土を 60ｃｍほど行なう計画です。

20 ページは今回申請計画家屋の配置図です。

21 ページは今回申請計画家屋の１階平面図です。

22 ページは東西南北方向からの建物立面図です。

説明は以上です。

○ **議長**　はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、高尾委員さんお願いします。

○ **3 番（高尾委員）**私は聞いていませんが、場所はよくわかります。

○ **議長**　中島武俊さんの農業用倉庫の東側になるのですか。

○ **3 番（高尾委員）**いや、ビニールハウスを建ててあったところで、車止めとか、肥料の置き場を撤去された経緯があり、近所の方からも聞いていたところでした。

○ **議長**　柿本委員は聞いておられましたか。

○ **（柿本委員）**少し前に、中島武俊さんから、娘の住まいを建てたいとの話はあっていました。

○ **議長**　農業用倉庫は前の方に出されて宅地になされているところであると思うですが、

○ **3 番（高尾委員）**いや、いままで作ってあったところの排水のため等で、農業用倉庫の南側にビニールハウスを建て直されました。

○ **議長**　転用面積が３６０m^2あるので、贈与税がかかるのでは、事務局は何か存じてま

すか

○ **事務局**　控除があるので、贈与税がかかるケースではないと思います。農地のままで、所有権移転されると思いますので、かからないと思います。

○ **議長**　はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長**　他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長　続きまして、第３号議案　非農地証明願　申請案件整理番号証明－１の説明をお願いします。**

○ **事務局長**　23 ページをお願い致します。非農地証明願でございます。第 2 号議案　非農地証明願を朗読。

24 ページは申請箇所の位置図です。町道吉田、下三津東線で、東脊振小学校南交差点より南へ約 100mほど行ったところで図面中央上の申請地と線で囲ってあるところです。地区は下三津東地区です。

25 ページは字図ですが、701 番地 7 で、中央に線で囲ってあるところが、申請地です

26 ページは申請地の写真ですが、わかりにくいですが北西より撮った中央で、ブロックに三角に線で囲ってあるところが、申請地です。

27 ページも申請地を見た写真で、ブロックに線で囲ってあるところを北東より、撮った分です。

28 ページは下三津東地区の区長、生産組合長、農業委員、最適化推進委員からの農地でない証明書です。

説明は以上で終わります。

○ **議長**　はい、事務局の説明が終わりました。私の受持ちのところですが、平成７年頃は、測量された分とブロックをされた方との測量ミスでの差ではないかと思いますので、それを永年住まわれてきて今回新しく北側を転用されたことで、発見された状況ですので、ある面致し方ない状況かと思います。

○ **議長**　中村推進委員、なにかないですか

○　（中村委員）特にありません。

○　議長　はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○　議長　他にございませんか。他に質問ございませんか。質問もないようでございます。この非農地証明について、賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成です。申請どおり非農地証明としたいと思います。

○　議長　続きまして、第 4 号議案　農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。

○　事務局長　29 ページをお願いします。

第 4 号議案　農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が 15 件、再設定が 46 件で計の 61 件があがっております。田が 147 筆、畑が 10 筆で、田の面積が 224,571 ㎡で、畑が 4,555 ㎡となり、計 157 筆、面積が 229,140 ㎡です。

32 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第 18 条第 3 項の各要件を満たしております

説明は以上でございます。

○　議長　事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

○　議長　はい、次の 5 号議案　農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更をお願い致します。

事務局の説明をお願いします。

○　事務局長　33 ページをお願いします。

5 号議案　農業振興地域整備計画（農地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件の説明を致します。

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件、整理番号（軽微- 1 ）を朗読。農業委員会に意見伺いがあっています。

申請場所は、位置図が 36 ページに付いていますが、新宮田地区の町道交差点の南東の場所に位置しています。

すみませんが、**33** ページの申請理由の農業用倉庫建設のためを農機具洗い場及び農業資材置き場整備のために訂正お願いします。

後の内容は、農林課から説明致します。

○ **農林課　徳安課長**　農業用倉庫ではなく農機具洗い場及び農業資材置き場整備となります。

33 ページから農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請として、通常の農振除外ではなく、地目は農地のままで、用途としまして、農地としてではなくて農機具洗い場及び農業資材置き場として用途の変更するとして軽微な変更が申請されていますので内容について、説明します。

申請人は松田敏さんで、地区は新宮田の方です。

申請地は吉野ヶ里町吉田字新田角 2472 番地１の一部です。地目は田で、面積６９．９ｍ²です。申請理由としては、現在所有している農業用倉庫が、麦作に必要になった農機具（トラクタ、施肥機、サブソウラー等）により手狭になり車庫まで農機具、資材置き場として使用している状況です。これを解消するため、隣接している農地の一部を農業資材置き場、農機の洗い場として利用したいとのことです。

場所につきましては、佐賀東部中核工業団地のところの新宮田の信号から南の１本目から東西の町道を東に行ったところです。申請人の松田敏さんの宅地横の農地の一部です。具体的な配置図としましては、**39** ページをご覧ください。コンクリート舗装をしまして町道側には、農機具の洗い場及び駐車場としてコンクリート舗装のままで、奥の方にはビニールハウス付きの簡易倉庫を建てまして農業資材置き場として利用される計画となっています。**42** ページに区長さんの同意書、**43** ページに生産組合長さんの同意書そして隣接農地の同意書はご本人さんになりますけれども **44** ページに添付されています。軽微な変更ですので、

計画内容の説明は以上です。

○ **議長**　はい、農林課からの説明が終わりました。軽微な変更ということです。質疑の

ある方はお願いします。

１番（米倉委員）43 ページ、44 ページに添付されています。申請人と同じ方の同意書をいただいてありますが、現在の役職がたまたま同じだったということでしょうが、同意書の意味がなくなると思いますので、例えば生産組合長の代わりにこの集落の集落営農の役員さんとか、申請者と別の人を同意を添付するか、もしくは添付しないかのほうが、いいのではないかと思います。

○　**農林課　徳安課長**　隣接者の分については、本人さんでは、適切だったかどうかとは思いますが、生産組合長さんの立場としての同意としては現在までの事例としてはこの形でさせてもらっていたところです。

しかし、そういうご意見があったとして内部で、役職の方が申請者本人でも役職を尊重するのか、役職の補助者からいただくのか、もう一度検討したいと思います。

他にございませんか。

○　**５番（大沢委員）**少し教えてください。参考事項の件ですが、農振除外は不要ということで、農地のままということで、これを仮に駐車場や洗い場を計画しないときは、現地はもどすという意味ですか。

○　**議長**　農振農用地区域に入ったままでは、ほかの地目、用途に農地転用はできない。

○　**５番（大沢委員）**これは許可したとして建物はないけれども撤去したとして農地に戻さなくてはいけないということですか。

○　**議長**　農振農用地の除外をしたらですね。農業用施設と限定しますので、農振農用地区域に入ったまま、農業資材置き場、農機の洗い場として利用する。

○　**５番（大沢委員）**コンクリートを打設するので、簡単には戻らないとしてそういう場合も許可できるのですね。

○　**農林課　徳安課長**　軽微な変更の定義として、今回該当する分は農業用の用途区分の変更で、変更に係る土地の面積が、1ha 以下であるものについては、農振除外ではなくて軽微な変更での手続きでもいいですよと規定されています。あくまでも、農業に従事するために必要な施設ということで、農業上の用途区分を変更する。農振ではなくて農業用の資材置場にするという部分で、農振除外の手続きはしなくてもよい申請を

するということです。農振法の施行令で、規定されていますので、それに基づいて申請をしてもらっています。

○　**５番（大沢委員）**　農業上の利用しないようになったときに元に戻さなくていけなくなるのですか。

○　**農林課　徳安課長**　そうですね。農業上の利用をすることで、違う用途として使えないということです。

○　**議長**　あくまでも農振農用地の状態であるということです。

他にございませんか。特にご質疑等もないようでございますので、問題ないという意見でよろしいでしょうか。そういうことでよろしければ挙手をお願いします。はい、全員挙手ですので、問題ないということで、町長部局に回答したいと思います。

○　**議長**　続きまして、次の第 6 号議案　農業経営改善計画の認定についてお願い致します。

○　**事務局長**　45 ページをお願いします。第 6 号議案　農業経営改善計画の認定としまして、今回、2 名さんからでております。この件につきましては、後の内容は、農林課から説明致します。よろしく御願いします。

○　**農林課　葉山**　47 ページをご覧ください。

今回の農業経営改善計画の認定としまして、原　正勝さんの分から説明をさせていただきます。

原　正勝さんは、年齢は 60 才で、行政区は横田地区で、現在、横田地区の営農組合の組合長をされています。

昨年度まで、農業委員さんで、平成 26 年度は、生産組合長をされており、横田地区の集落営農組織の強化を図りながらも、今年度から自身も、面積の拡大をさらに進めていかれている状況です。以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。

以上、説明を終わります。

○　**議長**　農林課の方から原　正勝さんの説明が終わりました。ご質疑のある方はお願いします。

地域の横田地区の集落営農の組合長等もされているとしまして規模拡大もされている

ようです。

質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思います。

続いて原武　学さんの説明をお願いします。

○　**農林課　葉山**　続きまして、52 ページをご覧ください。

続きまして、農業経営改善計画の認定としまして、原武　学さんの説明をさせていただきます。

原武　学さんは、現在、62 歳ということで、行政区は萩原地区で、もともと農業に従事されていましたが、昨年度、3 月に会社を退職されまして、今年度からは規模拡大をされて専業で、農業に従事をするということです。今年度からは農業委員さんをされていますし、地元の若手として萩原地区の担い手の中心的な役割を果たしていきたいということで、言われております。以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。以上、説明を終わります。

○　**議長**　農林課の方から原武　学さんの説明が終わりました。ご質疑のある方はお願いします。

○　**議長**　申し訳ありませんが、私からお尋ねいいでしょうか。小作料が 2 万円は高くないかと思いますが、

○　**農林課　徳安課長**　県の指針を素に単価ははじいています。

○　**議長**　吉野ヶ里町の小作料の単価はもっと低いので、実際は利益率は低くなると思いますが、

○　**（大隈委員）**原武さんの分で、質問いいですか。このくらいの経営規模で、認定農業者に認定されるということですか。

○　**議長**　今現在と 5 年後の目標を設定を確認して判定しますが、5 年後に基本増やしていくように進めていくことが条件です。

○　**（大隈委員）**5 年後に基本増やしていくように進めていく意志があればいいのか。

○　**議長**　そういうことです。

○　**農林課　徳安課長**　以前は農業所得が 440 万以上になる計画が必要な基準がありまし

たが、

いまは地域の担い手としての役割とかの位置付けとか、地域の農業委員とかも認定の目安となっています。特に中山間地は面積が少ない条件化ですので、地域の担い手としての役割を担っていただきたいとして認定農家に認定されるケースもあります。

認定は一概に面積、所得だけではありません。地域実情とかも勘案します。

○ **議長**　所得率が上がったほうがいいのは申し分ないです。基本的に経営面積をどんどん増やすのはとてもいいことです。

質問はございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思います。

○ **議長**　それでは、次の第 7 号議案　農業委員会の適正な事務実施について説明を求めます。

○ **事務局長**　57 ページでございます。農業委員会の適正な事務実施について

（別紙様式 1）平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）

（別紙様式 1 ）平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

58 ページの方をお願い致します。この点検評価の意味合いとしましては、国は、農地を確保してその農地の有効利用のため、運用を担う事務の点検、検証をされる 1 人 1 人の農業委員さん、農地利用最適化推進委員の意識を高めるということで、1 年間の、点検評価として、国や県に報告することでございます。

まず、（別紙様式 1）平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。大きく 3 点に分かれております。58 ページの大きな 1 番として I 法令事務に関する点検ということ、それから 62 ページのⅡの法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価ということであがっております。それから 63 ページになりますが、Ⅲの促進事務等に関する評価ということです。

66 ページから 68 ページが平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということでございます。

まず、58 ページの法令事務に関する点検として、大きな 1 番として、総会等の開催及び議事録の作製として、 1 総会等の開催日・公開である旨の周知状況はどうかという

ことで周知をしていますと、周知の方法としては、町のホームページ及び事務局窓口で備え付けて、周知ということで行っているところでございます。もし実施していない場合は改善措置や周知していない場合、その理由の欄が設けてあります。

総会の議事録については、作成しているということで、作成まで要した期間概ね 60 日を要している、それから議事録の内容はどういったものかということで詳細なものを作製していると、議事録の公表についても、公表していますと、公表の方法として事務局窓口に備え付けて公表していますということです。

59 ページですが、事務に関する点検ということで、点検項目が左にあります。

具体的な内容として右のほうに記載をさせていただいています。

農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数として 8 件のうち許可 8 件及び不許可 0 件ということでございます。

事実関係の確認の実施状況として、申請書の内容確認及び申請者から聞き取りを行い、会長、副会長、女性農業委員及び事務局により必要におうじて、現地確認を実施している。担当地区農業委員は申請者から申請内容の聞き取りを実施している。

総会等での審議は、事務局で審査基準の説明と担当委員の確認により、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことを明らかにし、議案ごとに審議をしているということです。

申請者のへの審議結果の通知ですが、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 8 件と不許可はありませんでした。

審議結果等の公表は議事録に記載のうえ公表している。

処理期間の実施状況は標準処理期間は申請書受理から 28 日で、処理期間は 20 日です。

それから農地転用に関する事務ということで、1 年間の処理件数が 22 件で、事実関係の確認ですが、実施状況の確認は、申請者からの内容確認、申請内容の聞き取りを行ったということで、3 条に基づく許可分での上記の内容とほぼ一緒でございます

総会等での審議は、実施状況として事務局で農地転用に関する許可基準の説明と判断根拠を明らかにし、担当委員から意見を求めた上で、議案ごとに農業委員会として総合的な意見の決定を実施している。

審議結果等の公表は、議事録に記載のうえ公表をしている。

処理期間の実施状況は標準処理期間は申請書受理から 40 日で、処理期間は 40 日です。

60 ページですが、実施状況として、農業生産法人からの報告への対応ということで、管内の農業生産法人数 5 法人です。石動農産、アグリベース仁比山、神崎農産、ナチュラリズム、猿田志岐農産です。

その中で法人からの報告は 5 法人から提出が、あっております。

次の情報の提供等ですが、賃借料情報の調査、提供は調査対象賃貸借件数 335 件あっております。公表の時期として、平成 28 年 2 月でございます。情報提供方法は町のホームページおよび窓口に備え付公表を実施している。

農地の権利移動等の状況把握ということで、調査対象権利移動等件数 1,053 件、取りまとめの時期同じく平成 28 年 3 月でございます。

情報の提供方法は電子データにより提供。

農地基本台帳の整備として、整備対象面積 1,048ha で、整備方法は電算処理システムにより整備を行っております。データ更新については、農地の利用状況調査結果、相続等の届け出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新となります。

61 ページですが、地域の農業者からの意見等は、今回ホームページで意見を聴取してこちらの欄に記入することになります。

62 ページです。Ⅱの法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価です。現状及び課題として、管内の農地面積 1,048ha、遊休農地の把握が 3.4ha です。平成 27 度の目標及び実績ということで、目標が 1ha、実績 2.1ha、達成率として 210 パーセントです。遊休農地の目標の達成に向けた活動ということで上段が活動計画で、下段が活動実績です。農地の利用状況調査については、調査実施時期が 7 月から 12 月、実績についても 7 月から 12 月までの期間と調査員実数が 24 名と調査結果取りまとめ時期については実績として 11 月から 1 月までの 3 ヶ月間ということでございます。

計画での調査方法ですが、生産調整現地調査にあわせた現地確認を実施し、作付け確認ができていない農地並びに平成 27 年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果を

基に周辺農地に及ぼす影響の大きい地域を定め、再度現地確認を行うという計画に対し、実績は、生産調整現地調査に併せた現地確認を実施し、作付け確認が出来ていない農地並びに平成 27 年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果を基に周辺農地に及ぼす影響の大きい地域（重点地域）を定め、再度現地確認を行った。その他の取り組み状況として女性農業委員の声で、アナウンスをしながら月 2 回管内を巡回し、広報活動を実施している。

評価の案ですが、目標に対する評価の案として目標達成できたことは評価できるものの、ほとんどが保全管理であるため、今後の営農再開に向けた有効利用が図られるよう利用調整に取り組みたい。

活動に対する評価の案として、農地パトロールにおいて啓発を行うことで、農業委員の活動が目に見える形で周知され、所有者の遊休農地解消への理解が進みつつあり、抑制効果へ繋がったことは評価できるとしています。

続きまして 63 ページですが、Ⅲの促進事務等に関する評価　1、認定農業者等担い手の育成及び確保の現状及び課題ということで、平成 28 年 3 月現在、農家数 427 戸うち専業 26 戸、法人が 5 法人ということでございます。認定農業者が 3 月末現在で 63 経営です。課題としましては、農業従事者の高齢化や後継者不足、中核となる農家は年々減少している。若手の担い手育成及び集落営農組織の強化が求められているということでしております。

　平成 27 年度の目標及び実績は、認定農業者目標 2 経営に対し、実績は 5 件ということでございます。

認定農業者の目標達成に向けた活動として、活動計画は、認定農業者に該当するであろう農家を把握し助言指導を行う。また関係課、団体との連携により農家への周知活動を行う。活動実績として、各地域の新たな担い手へ助言指導を行うことができたということです。評価の案として、今後も周知啓発を図る必要がありますよということで、活動に対する評価の案として、今後も意欲ある農家の育成を図っていく必要がありますということです。

64 ページの担い手への農地の利用集積ということで、28 年 3 月末の現状として、管内

の面積1,048haで、これまでの集積面積387 ha,集積率36パーセントとなっています。課題として、中山間地域や圃場整備などの生産基盤条件が整っていない農地では集積が進んでいない。また、平坦地域では、集落営農組織や認定農業者による集積が進んでいるものの、後継者が育っていない状況であるため、担い手育成を含めた集落営農組織の強化が必要になってくるということでございます。

平成 27 年度の目標及び実績ですが、目標面積は 1ha で、実績は 0.7ha で達成状況は 70 パーセントです。目標の達成に向けた活動として、活動計画は、平坦部では集落営農組織や認定農業者による集積が進んでいるため、集積されていない農地の利用調整活動を実施したいということで、活動実績としては、農業委員会による利用調整活動により、認定農業者へ集積が進んだということでございます。

目標に対する評価の案として、目標達成はできなかったが、農業委員会が意向確認できている農地を集積できたことは評価できるということでございます。

活動に対する評価の案として、農業委員会が意向確認できている農地を集積できたことは評価できますということです。

65 ページですが、違反転用への適正な対応ですが、管内の面積が全体で 1,048ha で違反転用の課題としては、早期発見が重要ではないかということです。それから目標及び実績ということで、実績が 0.1ha 挙がっております。それから目標の達成に向けた活動として、活動計画は農地パトロールを行い、違反（無断）転用があれば、随時指導を行う。また、周知活動（広報巡回）により違反（無断）転用の未然防止に努める。活動実績としては、農地パトロール及び周知活動（広報巡回）により未然防止に努めた。また、行政指導として、追認許可・工事の中止などの指導を併せて行ったということです。

目標に対する評価の案として、農地パトロールにより早期発見できたことは評価できますよということです。活動に対する評価の案として、周知活動（広報巡回）により、農業委員の活動が目に見える形で周知され、抑制効果へ繋がったことは評価できますということです。今まで説明したのが、平成 27 年度の目標及び達成に向けた活動の点検評価です。

66ページから68ページまでが平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)ですが、今年度から農業委員会法の改正により農地利用の最適化ということで、

（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入を促進）の方針による活動計画ですが、

66ページはⅠ農業委員会の状況（28年4月1日現在）です。

１農家・農地等の概要

総農家数以下朗読

２新制度に基づく農業委員会

農業委員数以下朗読

Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化

１現状及び課題として

28年4月現在として、管内の面積1,048haで、これまでの集積面積387 ha,集積率36パーセントとなっています。

課題としまして、中山間地域や圃場整備などの生産基盤条件が整っていない農地では集積が進んでいない。また、平坦地域では、集落営農組織や認定農業者による集積が進んでいるものの、後継者が育っていない状況であるため、担い手育成を含めた集落営農組織の強化が必要であるということでございます。

担い手への農地の利用集積ということで、平成28年度活動計画は目標としては、集積面積の 1%の 4ha を目指し、活動計画は集積されていない農地の利用調整活動や集落営農組織内の中心構成員への利用調整活動を行なうことです。

Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

１現状及び課題として

平成27年度新規参入者は1経営体で、取得して農地面積は0.4haとなっています。

課題は新たに農業経営を開始する際の、資金や農地の確保、農業技術の習得等が課題です。

平成28年度活動計画は目標としては2経営体で、参入目標面積1haを目指し活動計画は町行政と農業委員会が連携を行ない、再生協議会や人・農地プラン検討会等で、農

業者の代表及び農業団体に、新規農業者や意欲ある農業者の確保を依頼するとともに各種制度の周知を図ることです。

つづいて 68 ページです。

Ⅳの遊休農地に関する措置です。

現状及び課題として、管内の農地面積 1,048ha、遊休農地の把握が 3.4ha、率としまして 0.3 パーセントです。

課題として、有害鳥獣の被害が多い中山間地域の農地や圃場整備などの生産基盤条件が整っていない農地など、担い手が不足し、利用（又は保全）が困難になった農地を今後具体的にどのようにして守るのか課題が残るという事です。

平成 28 度の目標及び活動計画ということで、解消面積の目標が 0.3ha、遊休農地の約 10 パーセントについて解消目標としています。遊休農地の目標に向けた活動ということで、農地の利用状況調査については、調査員実数が 22 名、調査実施時期が 6 月から 10 月、調査結果とりまとめ期間について 10 月から 11 月までの 2 ヶ月間の期間ということでございます。

計画での調査方法ですが、生産調整現地調査にあわせた現地確認を実施し、作付け確認ができていない農地並びに平成 27 年荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果を基に周辺農地に及ぼす影響の大きい地域を定め、再度現地確認を行うという計画としております。

農地の利用意向調査について調査実施時期が 7 月から 11 月、調査結果とりまとめ期間について 11 月から 12 月までの 2 ヶ月間の期間を考えています。

Ｖ違反転用への適正な対応

１現状及び課題として、管内の農地面積 1,048ha で、違反転用の課題としては、早期発見が重要ではないかということです。それから平成 28 年度の活動計画としまして、活動計画は農地パトロールを行い、違反（無断）転用があれば、随時指導を行う。また、周知活動（広報巡回）により違反（無断）転用の未然防止に努めるということです。

説明は以上です。

○ **議長**　第 8 号議案　農業委員会の適正な事務実施についての説明が、終わりました。

内容についてご質問ありますか。

○ **（岩橋委員）**Ⅳの遊休農地に関する措置の平成 28 年度の目標及び活動計画の実施というのは、いままでは別に農業委員会農業委員で、調査をされていたんですか。

○ **議長**　これに計上している分については、農林課の生産調整現地調査の現地調査に併せて、農業委員会が同行して確認した分です。

○ **事務局　手塚**　農林課の生産調整現地調査に農業委員会が同行して確認した分で、その結果としての農林課の生産調整データを利活用することによりますが、生産調整データは耕作済か、されていないかのデータですので、そのデータを基に、再度、農業委員会の行なう農地利用状況調査を行なうこととしています。

○**（岩橋委員）**担い手への農地の利用集積活動は集落営農組織による集積について昨年度は一部実績があがったということですが、私も集落営農の役員、運営委員の役をしていますが、集落営農組織へは働きかけはされていますか。

○ **事務局　手塚**　農業委員さん通じてではありますが、農地の耕作の後継者のあっせん活動として、どなたか、耕作していただく方いらっしゃいませんかとの問い合わせが、あった場合に照会を農業委員にしています。

○ **議長**　農業委員だけではなく、生産組合長さんにも話しをしていて、集落営農の分も話しとして、私は東脊振地区の生産組合長の協議会長をしていましたので、その会のなかで、どこどこ地区に

借り手が、いないですか、貸し手があった場合は話しをしています。

三田川地区については、事務局が、出て行ってお話しをする場合もある。

○ **事務局長**　集落営農組織のなかにおられる生産組合長で、状況をわかっておられる方にお話しをして担い手に、農地の利用権設定等によって農地の集積に繋がる場合もございます。

○ **議長**　できるだけ集落内の農地は集落内で耕作していただかないと、他の市町、町外の地区からでは、共同乾燥施設の問題など、どうしても発生してきますので、できる

だけその地域内で、耕作していただきたいと話しています。

○（**岩橋委員**）会長が言われるように自分の集落にもそのような農家があるんですけど、そういう話しをされているんですか。

○　**議長**　話をしています。他に質問ございませんか。

それでは、第 8 号議案について、ご承認頂ける方、挙手をお願いします。

全員挙手です。承認頂きました。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－2 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－3 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。説明で問題ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－4 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－5 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○　（**事務局長**）第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－6 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○　**議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－7 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－8 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－9 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－10 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－11 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **（事務局長）**第 1 号報告　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－5 を朗読。これは双方合意による解約です。以上です

○ **議長**　第 1 号報告の説明が終わりました。

○ **議長**　説明が終わりました。報告事項ですので、問題ないと思います。よろしいでしょうか。議題につきましては、すべて、終了致しました。

これをもちまして、本日の総会を終わります。

閉会 17 時 45 分